

- ① 公設事務所の役割
- ② 入管法改正問題

市民会議委員一覧 (8名) *敬称略, 肩書は2022年3月10日現在

磯谷 隆也 (富士倉庫運輸株式会社取締役)
 江川 紹子 (ジャーナリスト)
 大坂 恵里 (東洋大学法学部法律学科教授)
 清水 秀行 (日本労働組合総連合会事務局長)
 田中 常雅 (東京商工会議所特別顧問)
 長友 貴樹 (調布市長)
 南井 徹 (朝日新聞社記事審査室幹事)
 山本 一江 (消費生活専門相談員)

1 概要

2021年度第1回 (LIBRA2021年11月号掲載) に続き、第2回の市民会議が、2022年3月10日 (木) 17時30分から2時間にわたってハイブリッド方式で開催され、①公設事務所の役割、②入管法改正問題という2つの議題で意見交換を行った。前回の市民会議での広報についてのご意見を受けて、当会ウェブサイトを変更したことについても報告した。

2 公設事務所の役割

当会の公設事務所の取組みの紹介 (都市型公設事務所の存在意義・目的) 及び当会の支援する司法アクセス最前線の現状と課題 (物理的・経済的・心理的司法アクセス障害を解消するためのアウトリーチの重要性、財政問題など) について説明後、委員の方々にご意見を伺った。

公設事務所の取組みについては、多くの委員から高い評価をいただき、意義のある活動なので、今後もぜひ継続を望むという声が聞かれた。財政問題については、助成金の活用や行政を含めた様々な団体と連携を強めることの重要性が指摘され、助成に関する専門家を入れてコーディネートしてもらうことも検討の余地があるのではというご意見があった。社会問題となっているテーマ (自殺対策、外国人の問題など) であれば、行政との連携も期待できるため、もっと積極的に働きかけることや、社会に対して活動内容や意義をPRし、支援を呼びかけることも必要、というご意見もあった。日本では、弁護士はお金があると思われることや国民が法律サービスのような無体のものにお金を払うことへの認識が薄いという現実があることの指摘もあった。

当会も関与しているJP-MIRAI外国人労働者相談・救済パイロット事業では企業から多く支援を得ることを予定しており、他団体との連携や社会的なPRの重要性が再認識された。

3 入管法改正問題

入管制度の問題点、当会の入管制度改正への取組み (東京三会で外国人の問題についての独立した委員会があるのは当会のみであり、関心のある会員が非常に多いことの紹介を含む)、一度廃案となった政府案の問題点と今後の展望について説明後、委員の方々にご意見を伺った。

入管制度については、ミャンマーやウクライナの難民問題やウイシュマさんの事件があり、社会的関心が今非常に高まっているので、市民も含めた議論を重ねて良い方向での改正につなげて欲しい、反対するばかりでは改正が遠のいてしまうので、完璧ではなくても今よりは前進するという視点も重要ではないかというご意見があった。

また、メディアでは仮放免中の事件や不法在留者の数が取り上げられることが多いので、市民としては犯罪者を収容しているのが収容施設だと感じてしまい、入管法の問題を上手く受け止められない、日本の人口減は深刻で今後外国人の受入問題は社会全体で多面的議論が必要である、制度を変える以外にも入管の実情について透明性を高めることも重要である、といったご意見もあった。

問題意識についてはご理解いただけている委員が多かったが、会長声明や意見書を含め、弁護士側が出す説明は入管庁側が出すものと比べて、市民にはわかりにくい、入管施設で起きていることと入管制度改正の問題がどう結びつくのかわからないというご意見があり、市民に十分伝わっていない部分も多いと感じた。外国籍の方に関わる様々な問題については、当会としても、引き続き積極的に取り組むべき課題といえる。

* 市民会議の過去の議題や議事録はこちらからご確認ください。

<https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/>